

人権方針

当行グループは、魅力のある持続可能な地域社会の実現をめざすうえで、人権の尊重が重要な基盤であるとの認識のもと、本方針を定めます。

お客さまや職員など、一人ひとりが自分自身の人権のみならず、すべての人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重しあえる社会の実現に努めてまいります。

1. 国際的な人権基準の尊重

国際的な人権基準である「世界人権宣言」や「ビジネスと人権に関する指導原則」などを基本として、人権尊重を行動の原則とします。

2. 人権の尊重と非差別

企業活動において人権を尊重し、人種、国籍、出身地、性別、性自認、性的指向、年齢、障がい、宗教、信条、経歴などを理由とする差別を認めず、その解消に向けて取り組みます。

また、各種ハラスメントや強制労働・児童労働といった、あらゆる人権侵害を容認しません。

3. 働きやすい職場環境の整備

職場において、各種ハラスメントを含む相手の人格や尊厳を侵害する言動を一切禁止し、お互いを尊重し合い、安心して働きやすい職場環境を確保します。

また、集会・結社の自由、団体交渉権を尊重し、労使協定や、雇用・就業等における法令を遵守するとともに、公正な賃金の支払いに努め、過重な労働を抑制します。

4. 人権尊重についての教育

役職員一人ひとりに対し人権尊重にかかる教育活動を継続的に実施します。

5. お客さま、サプライヤーの皆さま等に対する働きかけ

お客さま、サプライヤーの皆さま等に対しても本方針へのご理解と人権の尊重を期待し、適切な対応を求めてまいります。投融資に関しては、別途定める「あわぎん ESG 投融資方針」のもと、人権侵害の発生している、または発生のおそれがある事業への投融資は行わないなど、投融資先にも適切な対応を働きかけてまいります。

6. 救済

当行グループは、役職員のみならず、社外のステークホルダー（お客さま、サプライヤー、地域住民）の皆さまも、匿名性を担保して利用できる「ご意見・ご要望（人権等に関する各種相談・ご意見を受け付ける）窓口」を当行ホームページに設置し、適切に運営しています。

また、役職員の言動や、当行グループの提供する商品・サービスが人権侵害に関与したことや、関与はしていないが結果的に助長したことが明らかになった場合は、適切に対応し、その救済に努めます。

7. 管理体制

人権への取組みについては、取締役会へ報告し、取り組みの向上・改善に努めます。

（制定日 2026 年 9 月 25 日）